## 土地区画整理法76条許可申請について

土地区画整理事業施行地区内において、土地の造成や建築行為等を行う場合は、土地区画整理法第 76条の規定に基づき京都市長の許可が必要となります。

### 建築行為等とは

以下の行為が対象となります。

■切土・盛土などの 十地の形質の変更



■重量が5トンを超える 物件の設置又は推積



■建築物その他のエ 作物の新築・改築 又は増築

※改築工事 家屋のリフォームや修理について、 屋内の修理や外壁の修理等は対象 となりませんが、排水施設の設置 等の外構工事は対象となります。



## 許可申請手続について

申請される際は、御足労ですが、南部区画整理 事務所までお越しいただき、行為内容等について 説明をお願いします。

申請に必要な書類については、京都市のホーム ページ(京都市情報館)からデータをダウンロー ドしていただけます。「市施行地区(伏見西部第 三・第四・第五、上鳥羽南部地区用) 」の「各種 様式ダウンロード」から「土地区画整理法第76 条第1項の許可申請書」をお選びください。

伏見西部第四地区 76条申請

検索

詳しくは、南部区画整理事務所 までお問合せください!



建設局イメージキャラクター

## 仮換地指定について

『仮換地指定』とは、現在使用されている土地(従前地)にかわって使用できる土地(仮換地)を定 めることをいいます。仮換地指定は、事業の進捗に合わせて順次実施しており、権利者の方に対しま しては、事前に指定内容を説明させていただきます。

## 横大路まちづくりフェスティバル「昔・今・未来」横大路柱川・草津みなと鱧まつり

令和元年10月27日に開催されました、『横大路まちづくりフェス ティバル「昔・今・未来」横大路桂川・草津みなと鱧まつり』に当事務 所も参加させていただきました。

当事務所のブースでは、区画整理事業に関する展示とクイズを実施し、 クイズに参加された約220名の方にミニトートバッグや、花の種(2 袋) をプレゼントさせていただき、ペーパークラフトコーナーでは、多 くの方に、はもんくんのペーパークラフトを楽しんでいただきました。 当事務所のブースにお立ち寄りいただき、ありがとうございました。







発行:京都市建設局都市整備部 南部区画整理事務所

所在地:京都市伏見区下鳥羽但馬町134番地

電 話: 075(601)6181 FAX: 075(601)8522

伏見西部第四地区

検索。

http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000171479.html 令和2年3月 京都市印刷物第313233号

☆QRコードはこちら☆

## 伏見西部第四地区

令和2年3月発行 第16号



# 画







日頃は、伏見西部第四地区土地区画整理事業に御理解・御協力をいただき、 誠にありがとうございます。

今回は、「横大路中通の進捗状況」や「今後の整備予定箇所」などについ て説明いたします。



## 横大路中通の進捗状況について



【丁事着手前(平成23年当時)】



【工事完了後】

## 開通のお知らせ



府道京都守口線两側区域での幹線道路となる「横大路 中通」の一部区間(外環状線北側(横大路東裏町),延 長92m)の整備が完成いたしました。

令和2年4月に開通いたします。



横大路中通の整備率:約6% (92m/1.534m)

## 事業説明看板の設置について

地域の方々に区画整理事業のことをもっと知っ ていただくため、情報発信の一環として、事業地 区内の2箇所に事業説明看板を設置いたしました。 今回は、新設道路計画情報としまして、横大路 中通の計画や整備状況を掲載しております。

今後も、いろいろな情報を掲載した看板を順次 設置させていただく予定です。

(設置筒所は裏面図を御覧ください。)



の 直野 計画 博 報 ( 接大路 中 著







近くにお立ち寄りの際は、是非御覧ください。

## 今後の整備予定箇所

